

全柔連発第24-0640号
2024年3月7日

公益財団法人全日本柔道連盟
加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔公印省略〕

公益財団法人全日本柔道連盟公認審判員制度運用規則の改正について

拝啓 早春の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年12月に公認審判員規程の改正され、2024年4月1日から施行されることに伴い、改正された公認審判員規程に基づき公認審判員制度運用規則を改正しました。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、審判ライセンス取得者への周知をお願い申し上げます。

(主な改正点)

1. A～Cライセンス審判員の任期 (旧) 4年 → (新) 1年
2. 講習会の受講義務 (旧) 4年に2回 → (新) 毎年
3. 審判ライセンスの受験資格の変更 (新) 年齢および段位の引き下げ・引き上げ
4. 更新講習会のカリキュラムの変更 (新) コンプライアンス講習・IJF規程の改正点
5. 更新講習会受講料の減額 (新) 現在の規程の半額
6. 「研修会」を「講習会」に統一
7. 「養成講習会」と「更新講習会」の表現の変更
 - ①審判員養成講習会
資格取得のために受講する講習会
 - ②審判員更新講習会
資格更新のために受講する講習会
8. 「筆記試験」を「学科試験」に修正
9. 更新講習会のカリキュラムにコンプライアンス講習を含む為、コンプライアンス講習会を削除

(添付資料)

- ・公認審判員制度運用規則 (2024. 4. 1) 20240201改正. pdf
- ・公認審判員制度運用規則 (2024. 4. 1) 20240201改正色有. pdf (修正箇所を色字で表示)

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 渡辺・関口・城地
電話 03-3818-4392 メール shinpan@judo.or.jp